

栃木事務所における前照灯試験機のプログラム間違いについて

自動車技術総合機構 栃木事務所の検査コースに設置した前照灯試験機 1 台((株)バンザイ製)において、本年 3 月 28 日から 8 月 24 日までの間、プログラムの一部に誤りがあり、走行用前照灯(2 灯式)の最高光度が規定の値に満たない状態で、基準適合として判定していたことが判明いたしました。

この間に当該コースにて審査した車両のうち、誤って合格判定した 58 台については、機構から、基準適合性の確認検査*を受検して頂くよう依頼することとしています。

これらの車両の受検者を始め多くの関係者の皆様方にご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

※確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

1. プログラム間違いの概要

- 1) 機器：栃木事務所第 2 コースに設置した前照灯試験機((株)バンザイ製)
- 2) 期間：平成 29 年 3 月 28 日から 8 月 24 日まで
- 3) 対象車両数：58 台
- 4) 内容：走行用前照灯の最高光度判定において、前照灯試験機のプログラム間違いにより、2 灯式と 4 灯式の判定値が入れ替わって適用されていました。

【走行用前照灯の最高光度に係る判定値設定】

2 灯式の走行用前照灯：1 灯当たり 15,000 カンデラ

4 灯式の走行用前照灯：1 灯当たり 12,000 カンデラ

2. 確認検査の実施について

上記車両の使用者の皆様宛に、確認検査の受検に関する封書(ダイレクトメール)を発送いたします。ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかに開封いただくとともに内容をよくご確認ください。

また、確認検査を円滑に受検できるように予約を受け付けますので、ダイレクトメールに記載されました確認検査専用の予約窓口(フリーダイヤル)まで電話をいただきますようお願いいたします。

3. 本事案が発生した原因と再発防止策

1) 発生原因

- ① 当該機器メーカーである(株)バンザイが機器設置の際に、2 灯式/4 灯式切替ボタンの信号設定が従前の機器と逆になっていることを失念し、誤ってプログラムを変更してしまいました。また、その後の動作確認を怠っていました。
- ② (株)バンザイは、当該箇所のプログラム変更を行ったことを機構事務所に説明していませんでした。
- ③ 機構は当該箇所に変更があったことを認識しておらず、判定に影響を与える可能性に気づかずに審査を実施していました。

2) 再発防止策

① 当面の措置

(ア) (株)バンザイに対しては、再発防止策及びその実施状況について報告を求め、確実に対策が行われているか継続的に確認します。

(イ) (株)バンザイを含め検査機器メーカーに対し、(i) 機器の修正内容等を確実に記録し報告するとともに、(ii) 機器設置時には、最終調整を行った段階で機器仕様を満たしていることを確実に確認することを再徹底するよう要請しました。

② 今後の措置

検査機器の試験・校正の実施機関及び機器メーカーとともに、判定精度の確認等について抜本的な対策を検討し、結論が出たものから速やかに実行していきます。

問い合わせ先

〒160-0003

東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

自動車機構本部 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347